中国地区公共図書館間相互貸借規程

鳥取県公共図書館協議会 島根県公共図書館協議会 岡 山 県 図 書 館 協 会 広島県公共図書館協会 山 口 県 図 書 館 協 会

(目的)

第1条 中国地区各公共図書館は、図書館法第3条第1項の趣旨にのっとり図書館資料(以下「資料」という。)の相互貸借を行う。

(資料の範囲)

第2条 相互貸借を行う資料の範囲は、貸出館(以下「甲」という。)の利用規程等に定める ところによる。

(資料の数)

第3条 同時に貸借できる資料の数は、甲の裁量の範囲とする。

(貸借期間)

- 第4条 資料の貸借期間は、輸送日を含めて30日以内とする。
- 2 借受期間の延長を要するときは、期限前にその旨を申し込まなければならない。 ただし、延長期間は甲の裁量の範囲内とする。
- 3 借受期間中でも、甲から資料の返納を求められたときは、ただちに返納しなければならない。

(貸借の手続き)

- 第5条 借受館(以下「乙」という。)は、資料相互貸借申込書(別紙様式)に必要事項を記入して甲に申し込むものとする。
- 2 貸借資料を発送する時は、荷造りを厳重に行い、郵便小包等貸出館の指定する安全かつ 確実な方法で行う。
- 3 乙の申し込みに応じられないときは、甲はその旨を通知しなければならない。
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除

第6条 削除

(経費)

- 第7条 相互貸借に伴う経費は原則として、貸出時は甲、返却時は乙の負担とする。
- 第8条 資料入手後借受期間中の管理については、乙が一切の責任を負うものとする。
- 第9条 削除

(規程の改正)

- 第10条 この規程を改正する場合は、各県の協会長の協議によって定める。
 - 附 則 この規程は昭和41年11月1日から施行する。

平成5年8月10日改正

平成5年8月10日から施行する。

平成13年10月16日改正

平成13年10月16日から施行する。

中国地区公共図書館間相互貸借申込書

年 月 日

図書館長 殿

所在地:〒

館 名: 担当者: 電 話: FAX:

下記資料の貸出を申込みます。

記

書名	著 者 名	備考

通信欄

以上 冊です。

貸出館処理

受付	年	月	日	
発送	年	月	日	
受領	年	月	日	
備考				